

帝國ノ年俸ヲ用ウヘキコトヲ政府ニ注意スルコトニ
原案全部ヲ可決シ審査報告書ノ作成ハ委員長
及書記官長ニ委任スルコトニ決セリ
右欲テ山川委員長閉會ヲ宣ス

(午後三時十分閉會)

日本國「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦間漁業條約
御批准ノ件第一回審査委員會

昭和三年五月九日(水曜日)本院事務所ニ於テ
開會

出席者

倉富 議長

平沼 副議長

審査委員長

井上 顧問官

審査委員

石黒顧問官

珍田顧問官

古市顧問官

松室顧問官

江木顧問官

内田顧問官

田顧問官

荒井顧問官

國務大臣

田中内閣總理大臣
兼外務大臣

山本農林大臣

説明員

前田法制局長官

杉田法制局参事官

出淵外務次官

松永外務省條約局長

武富外務省通商局長

塩崎外務書記官

西 外務書記官

七田外務事務官

山口 總領事

阿部農林次官

長瀬農林省水産局長

井手農林事務官

二上書記官長

堀江書記官

武藤書記官

(午後一時三十分開會)

井上審査委員長開會ヲ宣シ本委員會ノ開會カ

遅延シタルハ内閣側ノ都合ニ由ル旨ヲ述フ

田中外務大臣ヨリ御諮詢案ニ付大體ノ説明アリ

石黒顧問官ヨリ極東魯領ニ出漁スル日本勞働者ノ

數、漁業者ヨリ魯國ニ納ムル税金及漁業者ノ收入

高ヲ問ヒ長瀬水産局長漁夫約二萬人、魯國ノ税

金百七十七萬ルーブル、總收入ハ昭和元年約四千

萬圓、其ノ内外國ノ輸出二千六百萬圓位ナル旨ヲ

答フ井上委員長及珍田顧問官ヨリ尚右ノ收入及

柑
密
防

輸出ニ關シテ質問スル所アリ長瀬水産局長之ニ答フ

内田顧問官ヨリ本年貸付漁區ノ調定方法、本條約成立後ニ於ケル本條約第三條ニ依ル公賣トノ關係、及從來主義トシテ秘密條約ヲ絶体ニ作ケタルソ國カ本條約ニ秘密公文ヲ附シタル理由並後日ソ國ノ外交方針ニ反スルモノトシテ之カ無效ヲ主張スルコトナキヤラ向テ武富通商局長一々之ニ答フソレヨリ更ニ同顧問官ト同局長トノ間ニ漁區ノ貸付期間ヲ最初ハ八年トシ次回ハ十二年トセル

事由ニ付キ問答アリ

井上委員長ヨリ「コーペラチイブ」組合ノ組織、性質及漁業上ノ地位ニ關スル質問アリ武富通商局長之ニ答フ

次テ珍田顧問官ハ「コーペラチイブ」ノ地位ニ付荒井顧問官ハ勞働保護規定ト我漁業經營トノ關係ニ付質問ストコロアリ長瀬水産局長之ニ答フ

江木顧問官ヨリ魯領漁業ノ生産費、其ノ内國漁業トノ利潤率上ノ對比、「コーペラチイブ」組合ノ漁區、所在、總漁區ノポード合計高、國營漁區ノ決定方法、存

續期間等ニ付質問アリ武富通商局長ヨリ一々之ニ
答辯ス

珍田顧問官ヨリ條約第二條ノ第二項ニ付及國營漁
區ノ選定ニ付日本カ同意セサル場合ハ其ノ漁區ハ
競賣ニ付スヘキヤ否ニ付質問アリ武富通商局長
之ニ答フ次テ同顧問官ヨリ魯國ノ領海問題ヲ如
何ニ解決シタルヤヲ質問同局長ヨリ從來ノ十二哩
領海主義ハ之ヲ變更セサルモ三哩以外ノ海面ニテ
漁業スルモ故障ヲイハヌコトニテ了解成立セル旨
ヲ答フ

内田顧問官及珍田顧問官ヨリ鯨漁業ニ關シ内
田顧問官ヨリ國營組合營土民營及指定入江
為分割セラルル漁區ノ全漁區ニ對スル歩合及未
開漁區ノ多少ニ付質問アリ長瀨水產局長之ニ
答フ

内田顧問官及井上委員長ヨリ入江ニ關シ江木
顧問官ヨリ條約上ノ利權ノ保護方法及國營漁業
ノ狀況ニ付質問アリ武富通商局長之ニ答辯ス
石黒顧問官ヨリ我漁業勞働者ノ危險思想感染ニ
關シ種々ナル質問アリ山本農林大臣及長瀨水產局

長ヨリ答辯ス

次テ珍田荒井兩顧問官ヨリ條約第十二條及第十
三條ニ付質ス所アリ長瀬水産局長之ニ答フ

井上委員長ハ本條約ニハ西曆ノミヲ用井タルハ先
例ニモ悖リ遺憾ナル旨ヲ述ヘ其ノ事由ヲ記フ出
淵外務次官及松永條約局長之ニ答ヘ今後ハ之ヲ
改ムヘキ意思ヲ有スル旨ヲ答フ

内田顧問官ヨリハ最終議定書ニノミ批准ニ關スル規
定ナキ事由、井上委員長ヨリハ第一附屬書ニ記載
スルカ如キ細目事項ノ決定ヲ一方當事者ノ権限

内ニ收メサリシ事由ニ付各質問アリ武富通商局長
之ニ答フ

江木顧問官ヨリ出漁ノ漁夫及其ノ家族ニ及ホス餘
弊ニ對スル政府ノ施設ニ關スル質問アリ山本農林
大臣之ニ答フ

内田顧問官ヨリ議定書甲第十六條ニ依ル越年者
數ノ制限ニ關スル質問アリ長瀬水産局長ヨリ事
由ヲ説明ス

古市顧問官ヨリ本條約ニ於テ遺憾トスル點、日本
ニ於テ著シク讓歩セシ點及本年日本人ノ使用スヘ

秘
防

ニ答フ
キ渙區ノ決定等ニ關スル質問アリ武富通商局長之

次テ内田顧問官ヨリ本條約ノ細則協定ニ關シ問フ所
アリ武富通商局長之ニ答フ

井上委員長ハ之ヨリ委員ノ協議ニ入ルヘキ旨ヲ告
ケテ國務大臣及説明員ノ退席ヲ求ム

(國務大臣及説明員退席)

審査ニ付キ協議ノ結果明後十日午前十時ヨリ院
外者ヲ加ヘス繼續會ヲ開クコトニ決シ井上委員長
閉會ヲ宣ス

(午後四時四十五分閉會)

秘
密
防
範

日本國「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦間漁業條約
御批准ノ件第二回審査委員會

昭和三年五月十一日(金曜日)本院事務所於テ
開會

出席者

倉富 議長

平沼 副議長

審査委員長

井上 顧問官

臨
察
院

審査委員

石黒顧問官

珍田顧問官

古市顧問官

松室顧問官

江木顧問官

内田顧問官

田顧問官

荒井顧問官

二上書記官長

堀江書記官

武藤書記官

(午前十時開會)

井上委員長開會ヲ宣ス次テ

井上委員長ハ書記官ヲシテ條約文ヲ數回ニ分チテ

逐條朗讀セシム

(堀江書記官朗讀)

石黒、内田、珍田、古市、江木、各顧問官及井上委

員長ヨリ交々疑問ノ提出アリ

右欲テ井上委員長ハ午餐ノ為休憩ヲ宣ス

午前十一時四十分休憩ニ入ル

午後一時再開

井上委員長ハ書記官ヲシテ議定書甲次ヲ議定

書乙ノ各第一條ヨリ逐條朗讀ヲ為サシム

(堀江書記官朗讀)

江木、田顧問官ヨリ質疑ノ提出アリ

次テ井上委員長ハ書記官ヲシテ議定書丙ヲ逐條

朗讀セシム

(武藤書記官朗讀)

古市、田、江木ノ各顧問官ヨリ數項ニ亘ル質疑ア

リ

右欲テ

井上委員長ハ明日ハ午前九時ヨリ引續キ委員會

ヲ開會スヘキ旨ヲ告ケテ閉會ヲ宣ス

(午後五時閉會)

格
密
院

品
察
院

日本國「ソヴイェト」社會主義共和國聯邦間漁業條約
御批准ノ件第三回審査委員會

昭和三年五月十二日(土曜日)本院事務所於テ
開會

出席者

倉富 議長

平沼 副議長

審査委員長

井上 顧問官

憲
密
院

相
密
院

審査委員

珍田顧問官

古市顧問官

松室顧問官

江木顧問官

内田顧問官

田顧問官

荒井顧問官

闕席者

石黒顧問官

二上書記官長

堀江書記官

武藤書記官

(午前九時二十分開會)

井上委員長開會ヲ宣ス

前田ニ引續キ珍田、荒井ノ西顧問官及井上委

員長ヨリ各種ノ事項ニ亘リ疑問ノ提出アリ

委員協議ノ結果書面ヲ以テ日本國民ノ漁業企業

ニ對スル内部管理ニ關スル模範規則ヲ最終議定
書ノ附属トシテ議定シタル事由外二十項ニ亘ル疑
問ヲ政府ニ質スコトニ決ス
次テ二上書記官長ヨリ從來條約ノ御批准アレハ條
約文ニ御批准案文ノ翻譯ヲ添付シテ送付スルノ例
ナルカ「天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル日本
國皇帝」ナル文句ヲ「記憶ナキ昔カラ同シダイナスチ
」ノ天皇カ御位ヲ踐メル云々ト翻譯シ「萬世一系」ヲ
只過去ノコトノミトセルハ甚夕隱當ナラスト思惟スル
旨所見ノ陳述アリ

江木顧問官ヨリモ大正四年ノ大禮ニ於テ大隈總理
大臣ノ讀ミタル壽詞ノ外務省ノ翻譯ニモ甚シキ誤
謬ノ存シタルコトヲ指摘セリ
各委員ハ之ヲ總當ナラスト認ムルモコノ事タル御諮詢
事項ノ外ニ屬スルヲ以テ書記官長ヨリ外務省ニ注意
セシムルコトニ決ス
右依テ
井上委員長ハ次回ハ来十五日午後二時ヨリ開會ス
ハキ旨ヲ告ケテ閉會ヲ宣ス

(午前十一時閉會)

日本國「ソウイェト」社會主義共和國聯邦間漁業條約
御批准ノ件第四回審査委員會

昭和三年五月十五日（六曜日）本院事務所、於
テ開會

出席者

倉富 議長

審査委員長

井上 顧問官

審査委員

木村
密
阿部

石黒顧問官

珍田顧問官

古市顧問官

松室顧問官

江木顧問官

内田顧問官

田 顧問官

荒井顧問官

二上書記官長

堀江書記官

武藤書記官

(午後二時開會)

井上委員長開會ヲ宣ス

二上書記官長ヨリ委員會ノ決議ニ基キ當局へ

質問ミタル事項(二十一箇條)ニ對スル政府ノ答辯ヲ

報告シ且當局ニ注意ミタル御批准文ノ翻譯ノ件ニ付

テハ外務當局ニ於テモ之ヲ妥當ナラスト認ムルニ付將

来之ヲ改ムヘク現行翻譯例文ノ始原ハ餘程古キモノ

品
客
完

ノ如ク明治十餘年ノ翻譯例モ亦今日ト同様ナルヲ
以テ能ク調査ノ上申上クヘシトノコトナリシ旨ヲ報告
ス

次テ勞働者ノ最低賃金ニ關シ江本、荒井兩顧問官
ト二上書記官長トノ間ニ問答アリ

井上委員長ハ之ニテ大体ノ審査ヲ了シタリト認メ本
案ニ對スル自己ノ意見ヲ述ヘ我勞働者ニ對スル赤
化宣傳ノ對策ヲ講スルヤウ當局者ニ注意スルノ必要
アルヘキ旨ヲ論ス

各委員ヨリモ畧同様ノ所見ノ陳述アリ結局本案ハ
可決スヘキモノト認ムルコトニ決シ審査報告ノ起草
ヲ委員長ニ一任スルコトニ申合アリ
井上委員長閉會ヲ宣ス

(午後三時五十分閉會)

相

密

防

治安維持法中改正ノ件第一回審査委員會

昭和三年六月十四日(木曜日)本院事務所ニ

於テ開會

出席者

倉富 議長

審査委員長

平沼 副議長

審査委員

久保田 顧問官

憲
審
院